

## ふるさと太子応援基金寄附特典出品事業者募集要項

「ふるさと太子応援基金寄附」をされた人へ、お礼として地元企業や事業者から出品いただいた「ふるさと特産品」を贈呈することにより、太子町の魅力的な特産品等を全国の多くの人に知っていただきたいと考えています。太子町の魅力を発信できる「ふるさと特産品」を出品していただける事業者を募集します。

### 1. 特典出品事業者の要件

- (1) 原則、本社、支社、営業所等のいずれかを太子町内に有する者
- (2) 太子町の魅力をPRでき、町内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされている商品を提供できる者
- (3) 町税の滞納がない者（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）
- (4) 代表者等が太子町暴力団排除条例に規定する、暴力団員又は暴力団員密接関係者でない者
- (5) その他、太子町が認めるもの

※上記の要件に適合しても、町が特典出品事業者として適当でないと判断した場合は、出品できない場合があります。

### 2. 募集するふるさと特産品（特典商品）

#### (1) 要件

太子町内で栽培、製造、加工、販売、サービス等が行われているもので、下記のいずれかの要件に該当するもの。

ア 太子町の特産品として広く認められているもの

イ 太子町の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」もの

ウ その他、太子町のPRにつながる商品やサービス

#### (2) 価格等

寄附金額（一回あたり）	特典商品の価格	町の負担額
1万円以上2万円未満	3,000円以内(税込)	特典商品の代金（梱包費及び消費税を含む）と送料（別途）を町が全て負担。
2万円以上3万円未満	6,000円以内(税込)	
3万円以上5万円未満	9,000円以内(税込)	
5万円以上10万円未満	15,000円以内(税込)	
10万円以上15万円未満	30,000円以内(税込)	
15万円以上30万円未満	45,000円以内(税込)	
30万円以上40万円未満	90,000円以内(税込)	
40万円以上60万円未満	120,000円以内(税込)	
60万円以上	180,000円以内(税込)	

### 3. 特典出品事業者のメリット

- (1) ふるさと太子応援基金寄附の専用ホームページ等を通じて、町内外に事業

者名、商品名、特典商品の画像等が掲載されます。また、特典出店事業者にホームページがある場合、希望により掲載欄にリンクを貼ります。

- (2) 町が作成するふるさと太子応援基金寄附パンフレット、ポスター等に商品名及び企業名等を掲載します。
- (3) お礼の品発送時に自社商品等パンフレットを同封することで、自社商品の販売促進、PRが可能です。

#### 4. 特典出品事業者にしていただくこと。

##### (1) 特典商品の発送業務

- ①特典商品の準備
- ②発注書受領・確認
- ③梱包、出荷送り状の作成
- ④運送会社に集荷依頼
- ⑤出荷送り状のコピーの送付

##### (2) 特典商品代金の清算業務

- ①特典商品代金支払通知書の受領・確認
- ②特典商品代金の受領（月末締め翌月 26 日支払）

#### 5. 申込期間

平成 28 年 3 月 14 日より、随時受付。

#### 6. 申込方法

下記の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに、太子町役場総務室総務政策グループまで提出してください。

- ①ふるさと太子応援基金寄附特典商品等応募用紙
- ②特典商品の写真又は画像データ
- ③特典商品のパンフレット等（任意）

#### 7. 特典出品事業者の選考方法

町が申込内容や企業活動等を総合的に判断し、特典出品事業者及び特典商品を決し、可否を通知いたします。

#### 8. 個人情報の保護

特典出品事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、太子町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、特典商品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、特典商品へのパンフレット同封により、改めて、寄附者から特典出品事業者への商品申込み等で入手された個人情報は、対象外です。

## 9. その他留意事項

- (1) 積極的に太子町のPR等を行い、シティセールス活動に努めていただきます。
- (2) 特典出品事業者は、あらかじめ申込みした特典商品を変更・辞退する場合は、速やかに町へ届出し、承認を受けるものとします。
- (3) 特典出品事業者は、特典商品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について町へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。
- (4) 町は、登録された特典出品事業者が本要項1及び2に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。
- (5) ふるさと特産品贈呈業務のうち町が行う業務については、町と委託契約した一括代行業者が行います。

## 10. 申込み・問い合わせ先

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

太子町総務室総務政策グループ

TEL：0721-98-0300

FAX：0721-98-4514

E-mail：[soumu@town.taishi.osaka.jp](mailto:soumu@town.taishi.osaka.jp)